

## 令和4年公認会計士法等改正に伴う「有価証券上場規程」の一部改正について

2023年3月30日  
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「有価証券上場規程」の一部改正を行い、本年4月1日から施行します。

今回の改正は、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」（令和4年法律第41号）の施行に伴い、日本公認会計士協会の自主規制として運営されてきた「上場会社監査事務所登録制度」が、公認会計士法に基づく「上場会社等監査人登録制度」に見直されることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

現在、上場会社の企業行動規範においては、上場会社監査事務所等による監査を受けるものとしておりますが、同一の趣旨の制度が金融商品取引法の改正により定められることを受けて、この規定を削除することとします。また、上場審査基準においては、現在、上場会社監査事務所等であることに加え、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査等を受けるものとしておりますが、改正後においても、引き続き、上場会社等監査人名簿に登録を受けていることに加え、同協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査等を求めることとします。

以 上